

# 条例議案の概要

—平成30年3月定例会—

## 目 次

議案第 15 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について	1
議案第 16 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	13
議案第 18 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例 及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例について	15
議案第 19 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	21
議案第 20 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	24
議案第 21 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例につい て	27
議案第 22 号	盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	29
議案第 23 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	31
議案第 24 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	34
議案第 25 号	盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例について	36
議案第 26 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	38
議案第 27 号	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について	41
議案第 28 号	盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について	46
議案第 29 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	50
議案第 30 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	53
議案第 31 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	55
議案第 32 号	盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	59
議案第 33 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につ いて	61
議案第 34 号	盛岡市芸術文化推進審議会条例について	69
議案第 35 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について	70
議案第 36 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	72

議案第 15 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市役所青山支所、青山地区活動センター及び青山老人福祉センターの移転及び改修に伴い、これらの位置を改めるとともに、青山地区活動センターの施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（昭和33年条例第22号）及び盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号）の一部改正

ア 改修工事の実施に伴う改正

盛岡市役所青山支所及び青山老人福祉センターの位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市青山三丁目37番47号

イ 改修工事の終了に伴う改正

盛岡市役所青山支所及び青山老人福祉センターの位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市青山三丁目37番7号

(2) 盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第9号）の一部改正

ア 改修工事の実施に伴う改正

(7) 青山地区活動センターの位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市青山三丁目37番47号

(イ) 青山地区活動センターの施設の区分から料理実習室、ギャラリー、ホール、第3集会室及び第4集会室を削る。

イ 改修工事の終了に伴う改正

(7) 青山地区活動センターの位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市青山三丁目37番7号

(イ) 青山地区活動センターの施設の区分及び有料となる場合の使用料の額を次のように改め

る。

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第6集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第7集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

(ウ) 青山地区活動センターの施設（体育館を除く。）において冷房を使用する場合（当該施設の使用が有料となる場合に限る。）は、(イ)の表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料として徴収することとする。

### 3 施行期日

(1) 2-(1) ア及び(2) ア 平成30年6月18日

(2) 2-(1) イ及び(2) イ 規則で定める日

【第1条第1号】盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 <u>平成30年3月 日条例第 号</u> 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所渠川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市津志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td> <td>盛岡市藪川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市役所渠川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番7号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所渠川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市津志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td> <td>盛岡市藪川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所渠川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1
名称	位置																																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番47号																																								
盛岡市役所渠川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																								
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																								
盛岡市役所渠川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																								
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1																																								

改正後	改正前								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。</p>	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 附 則 略</p>	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16								
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48								
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16								
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48								

【第1条第2号】盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番47号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												

改正後	改正前																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成30年条例第 号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																								
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																								
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																								
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																								
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																								
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																								
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																								
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																								
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																								
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																								
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																								
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																								
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																								
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																								
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																								
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																								
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																								
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																								
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																								
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																								
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																								
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																								
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																								
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																								
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																								
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																								
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																								
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																								

【第2条第1号】盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番7号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所梁川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市湊志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td> <td>盛岡市藪川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所梁川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市湊志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所梁川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市湊志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td> <td>盛岡市藪川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市役所梁川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市湊志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1
名称	位置																																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																								
盛岡市役所梁川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																								
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市湊志田14地割37番地2																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番47号																																								
盛岡市役所梁川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																								
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																								
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																								
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市湊志田14地割37番地2																																								
名称	位置																																								
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																								
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																								
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市藪川字外山93番地1																																								

改正後	改正前								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。</p>	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所	盛岡市好摩字野中69番地48	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 附 則 略</p>	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所	盛岡市好摩字野中69番地48
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16								
盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所	盛岡市好摩字野中69番地48								
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16								
盛岡市役所玉山総合事務所巻場出張所	盛岡市好摩字野中69番地48								

【第2条第2号】盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番47号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番47号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												

改正後	改正前																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立社陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立社陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																								
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																								
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																								
盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																								
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																								
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																								
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																								
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																								
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																								
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																								
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																								
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																								
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																								
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																								
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																								
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																								
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																								
盛岡市立社陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																								
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																								
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																								
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																								
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																								
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																								
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																								
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																								
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																								
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																								
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																								

【第3条】盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例	○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例																																																				
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)																																																				
第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。	第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番47号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>野川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番47号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>野川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号
名称	位置																																																				
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番47号																																																				
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																				
野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																				
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																				
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																				
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																				
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																				
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																				
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																				
つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																																				
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																				
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																				
名称	位置																																																				
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																				
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																				
野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																				
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																				
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																				
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																				
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																				
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																				
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																				
つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																																				
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																				
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																				

改正後	改正前																																																																																																			
<table border="1"> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>仁王地区活動センター</td><td>盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4</td></tr> </table>	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4	<table border="1"> <tr><td>本宮地区活動センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>仁王地区活動センター</td><td>盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4</td></tr> </table>	本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																											
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																			
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																																			
本宮地区活動センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																			
仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4																																																																																																			
第3条から第7条まで 略 (使用料)	第3条から第7条まで 略 (使用料)																																																																																																			
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																			
第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号) この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。	第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																																			
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山地区活動センター 体育館</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	青山地区活動センター 体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山地区活動センター 体育館</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>1,700円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>4,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,300円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> <td>3,200円</td> <td>5,900円</td> <td>6,800円</td> <td>9,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	青山地区活動センター 体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円			ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,300円	2,300円	3,000円			ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円			第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		
区分		午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																											
	青山地区活動センター 体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																														
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																														
区分	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																												
	青山地区活動センター 体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円																																																																																														
ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,300円	2,300円	3,000円																																																																																														
ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円																																																																																														
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																														
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																														

改正後								改正前													
路	路	路	路	路	路	路	路	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路	路
備考								備考													
1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 3 暖房を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。								1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 3 暖房を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。													

【第4条】盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																				
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例	○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例																																																																				
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)																																																																				
第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。	第2条 住民の集会、レクリエーションその他のコミュニティ活動のための施設として、地区活動センターを次表のとおり設置する。																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>野川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	—	—	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	—	—	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	—	—	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	—	—	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青山地区活動センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番47号</td></tr> <tr><td>仙北地区活動センター</td><td>盛岡市仙北二丁目4番13号</td></tr> <tr><td>野川地区活動センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>松園地区活動センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>加賀野地区活動センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番55号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>中野地区活動センター</td><td>盛岡市東安庭字小森57番地1</td></tr> <tr><td>みたけ地区活動センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目10番52号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>太田地区活動センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr><td>土淵地区活動センター</td><td>盛岡市前潟四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>つなぎ地区活動センター</td><td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>緑が丘地区活動センター</td><td>盛岡市黒石野二丁目14番1号</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山岸地区活動センター</td><td>盛岡市山岸四丁目11番13号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番47号	仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号	野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号	—	—	中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1	みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号	—	—	太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地	土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号	つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	—	—	緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号	—	—	山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号
名称	位置																																																																				
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																				
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																																				
野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																				
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																				
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																																				
—	—																																																																				
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																																				
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																																				
—	—																																																																				
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																				
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																																				
つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																																																				
—	—																																																																				
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																																				
—	—																																																																				
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																																				
名称	位置																																																																				
青山地区活動センター	盛岡市青山三丁目37番47号																																																																				
仙北地区活動センター	盛岡市仙北二丁目4番13号																																																																				
野川地区活動センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																				
松園地区活動センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																				
加賀野地区活動センター	盛岡市加賀野四丁目18番55号																																																																				
—	—																																																																				
中野地区活動センター	盛岡市東安庭字小森57番地1																																																																				
みたけ地区活動センター	盛岡市みたけ四丁目10番52号																																																																				
—	—																																																																				
太田地区活動センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																				
土淵地区活動センター	盛岡市前潟四丁目4番30号																																																																				
つなぎ地区活動センター	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																																																				
—	—																																																																				
緑が丘地区活動センター	盛岡市黒石野二丁目14番1号																																																																				
—	—																																																																				
山岸地区活動センター	盛岡市山岸四丁目11番13号																																																																				

改正後				改正前			
本宮地区活動センター		盛岡市本宮四丁目38番26号		本宮地区活動センター		盛岡市本宮四丁目38番26号	
仁王地区活動センター		盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4		仁王地区活動センター		盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4	
第3条から第7条まで 略 (使用料)				第3条から第7条まで 略 (使用料)			
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。				第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。			
(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。				(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。			
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。				2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。			
第9条から第19条まで 略				第9条から第19条まで 略			
附則 略				附則 略			
附則(平成30年条例第 号)				附則 略			
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。							
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午前9時まで	午前9時から午後9時まで
青山地体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
区活動センター	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	4,500円
センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
二	ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後				改正前			
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
第6集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
第7集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	3,000円
路	路	路	路	路	路	路	路
備考				備考			
1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。				1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。			
2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額(1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。)の3倍に相当する額を使用料として徴収する。				2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額(1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。)の3倍に相当する額を使用料として徴収する。			
3 暖房(青山地活動センター(体育館を除く。以下同じ。)にあつては、冷暖房)を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料(青山地活動センターにあつては、冷房料又は暖房料)として徴収する。				3 暖房 _____ を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料 _____ として徴収する。			

議案第 16 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中学生に対する医療費の給付の実施に必要な情報の取得に当たり、申請者の利便性の向上のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務に、中学生に対する医療費の給付に関する事務を加えようとするものである。

2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務に、中学生に対する医療費の給付に関する事務を加える。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号</p> <p>改正 略</p> <p>平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市個人番号の利用等に関する条例</p>	<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市個人番号の利用等に関する条例</p>
<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生活に困難する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務</p> <p>2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。</p> <p>3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程</p>	<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生活に困難する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務</p> <p>2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。</p> <p>3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程</p>

改正後	改正前																
<p>の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生又は中学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を</p>	機関	事務	1 市長	生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生又は中学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者又は小学生 に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を</p>	機関	事務	1 市長	生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者又は小学生 に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																
1 市長	生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生又は中学生に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
機関	事務																
1 市長	生活に困難する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者又は小学生 に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																

改正後	改正前
<p>受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人、以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。</p> <p>6 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、</p>	<p>受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人、以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。</p> <p>6 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、</p>

改正後	改正前
<p>当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>7 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>9 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）をいう。以下同じ。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>	<p>当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>7 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）をいう。以下同じ。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行 (人)	改正後 (人)	増減 (人)
市長の事務部局 (水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,444 (うち福祉事務所 123)	1,436 (うち福祉事務所 123)	△8 (うち福祉事務所 0)
水道事業及び下水道事業	200	200	0
病院事業	226	227	1
議会の事務部局	15	14	△1
教育委員会の事務部局	76	77	1
学校	233	233	0
学校以外の教育機関	53	48	△5
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,274	2,262	△12

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																																							
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p>		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略</p>																																																																							
<p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p>		<p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p>																																																																							
<p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p>		<p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p>																																																																							
<p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p>		<p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td>1,436人</td> <td>うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td>200人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>227人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>77人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>233人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td>48人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436人	うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	200人		病院事業	227人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	77人		学校	233人		学校以外の教育機関	48人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td>1,444人</td> <td>うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td>200人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>226人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>233人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td>53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,444人	うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	200人		病院事業	226人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	233人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人	
区分	定数	備考																																																																							
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436人	うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																							
水道事業及び下水道事業	200人																																																																								
病院事業	227人																																																																								
議会の事務部局	14人																																																																								
教育委員会の事務部局	77人																																																																								
学校	233人																																																																								
学校以外の教育機関	48人																																																																								
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																								
監査委員の事務部局	7人																																																																								
農業委員会の事務部局	12人																																																																								
公平委員会の事務部局	2人																																																																								
区分	定数	備考																																																																							
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,444人	うち 123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																							
水道事業及び下水道事業	200人																																																																								
病院事業	226人																																																																								
議会の事務部局	15人																																																																								
教育委員会の事務部局	76人																																																																								
学校	233人																																																																								
学校以外の教育機関	53人																																																																								
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																								
監査委員の事務部局	7人																																																																								
農業委員会の事務部局	12人																																																																								
公平委員会の事務部局	2人																																																																								

改正後		改正前	
合計	2,262人	合計	2,274人
<p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができると思われる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p>		<p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができると思われる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p>	
<p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p>		<p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p>	
<p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成30年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>		<p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略</p>	

議案第 18 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、職員の退職手当の額を改定しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

(1) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（附則第11項）

(2) 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（附則第2条第1項）

3 改正の内容

国及び県の例に準じ、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げ、退職手当の支給水準を引き下げる。

4 施行期日

平成30年4月1日

【第1条】盛岡市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 <u>平成30年3月 日条例第 号</u> 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第22条まで 略 附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。但し、第11条の規定は、昭和30年9月1日以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>2 盛岡市職員退職手当支給に関する臨時措置条例（昭和25年条例第4号）は、廃止する。</p> <p>3 この条例の適用の日前の退職による退職手当の支給に関しては、附則第1項但書の規定により第11条の規定の適用を受ける場合を除き、従前の例による。</p> <p>4 附則第1項但書の規定により第11条の規定を適用する場合、勤続期間が6月以上10月未満で退職した者で、昭和30年8月31日以前の当該勤続期間が6月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>5 昭和32年10月31日以前に退職する職員に対する第11条第1項第4号の規定の適用については、同号中「270日」とあるのは「210日」とする。</p> <p>6 この条例の適用の日に現に在職する職員が同日以後第5条第1項及び第6条第1項に規定する事由以外の事由により退職した場合において、その者につき、改正前の盛岡市職員退職手当支給に関する臨時措置条例第3条の規定を適用して計算した退職手当の額が第4条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第22条まで 略 附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。但し、第11条の規定は、昭和30年9月1日以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>2 盛岡市職員退職手当支給に関する臨時措置条例（昭和25年条例第4号）は、廃止する。</p> <p>3 この条例の適用の日前の退職による退職手当の支給に関しては、附則第1項但書の規定により第11条の規定の適用を受ける場合を除き、従前の例による。</p> <p>4 附則第1項但書の規定により第11条の規定を適用する場合、勤続期間が6月以上10月未満で退職した者で、昭和30年8月31日以前の当該勤続期間が6月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>5 昭和32年10月31日以前に退職する職員に対する第11条第1項第4号の規定の適用については、同号中「270日」とあるのは「210日」とする。</p> <p>6 この条例の適用の日に現に在職する職員が同日以後第5条第1項及び第6条第1項に規定する事由以外の事由により退職した場合において、その者につき、改正前の盛岡市職員退職手当支給に関する臨時措置条例第3条の規定を適用して計算した退職手当の額が第4条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。</p>

改正後	改正前
<p>7 前項の場合における職員の勤続期間は、この条例適用の日における勤続期間については、従前の例により、この条例の適用の日以後における勤続期間については第8条の規定による。</p> <p>8 勤続期間及び退職手当の額の計算については、この条例の規定によるほか、国家公務員の例による。</p> <p>9 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中において、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者として在職した後、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和45年条例第32号）の施行の日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後、この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）附則第14項に規定する特殊退職に相当する退職及び同項に規定する整理退職に相当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものについては、当該退職手当又はこれに相当する給与の計算の基礎となつた在職期間は、第8条第5項ただし書の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間に通算するものとする。</p> <p>10 前項に規定する職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条の5から第6条の3まで及び第7条の2から第7条の6までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号</p>	<p>7 前項の場合における職員の勤続期間は、この条例適用の日における勤続期間については、従前の例により、この条例の適用の日以後における勤続期間については第8条の規定による。</p> <p>8 勤続期間及び退職手当の額の計算については、この条例の規定によるほか、国家公務員の例による。</p> <p>9 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中において、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者として在職した後、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和45年条例第32号）の施行の日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後、この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）附則第14項に規定する特殊退職に相当する退職及び同項に規定する整理退職に相当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものについては、当該退職手当又はこれに相当する給与の計算の基礎となつた在職期間は、第8条第5項ただし書の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間に通算するものとする。</p> <p>10 前項に規定する職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条の5から第6条の3まで及び第7条の2から第7条の6までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第3条の5から第6条の3まで及び第7条の2から第7条の6まで並びに次項から附則第13項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) その者が退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該退職の日におけるその者の給料月額に対する割合</p> <p>11 第4条から第6条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、当分の間、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第11項」とする。</p> <p>12 第4条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13 第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条及び第6条の3の規定にかかわらず、</p>	<p>に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が第3条の5から第6条の3まで及び第7条の2から第7条の6まで並びに次項から附則第13項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) その者が退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該退職の日におけるその者の給料月額に対する割合</p> <p>11 第4条から第6条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、当分の間、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第11項」とする。</p> <p>12 第4条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>13 第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条及び第6条の3の規定にかかわらず、</p>

改正後	改正前
<p>当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>15 旧機関の職員が、第8条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成19年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の6第2項に規定する盛岡市職員給与支給条例の規定による給料表が適用</p>	<p>当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第11項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>14 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>15 旧機関の職員が、第8条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成19年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の6第2項に規定する盛岡市職員給与支給条例の規定による給料表が適用</p>

改正後			改正前		
<p>される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第10項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条	第11条第10項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条
第11条第10項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め	第11条第10項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

改正後			改正前		
	めたもの	に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)		めたもの	に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>			<p>附 則 略</p>		

【第2条】盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 <u>平成30年3月 日条例第 号</u> 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第22条まで 略 附 則 略 附 則 (平成18年条例第22号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条(第7条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条から附則第8条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が前条ただし書に規定する施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第22条まで 略 附 則 略 附 則 (平成18年条例第22号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条(第7条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条から附則第8条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が前条ただし書に規定する施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職した者にあつては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第11項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の</p>

改正後	改正前
<p>83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第3条の5から第6条の3まで、第7条の2から第7条の6まで及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第9条第1項から第3項までの規定により新条例第6条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。</p> <p>第3条 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。 (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちのいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)</p>	<p>87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第3条の5から第6条の3まで、第7条の2から第7条の6まで及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第9条第1項から第3項までの規定により新条例第6条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。</p> <p>第3条 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第4条から第6条の2まで、第7条の2及び附則第11項から第13項までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。 (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちのいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)</p>

改正後	改正前
<p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>(2) 施行日以後平成20年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)</p> <p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>(3) 平成20年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)</p> <p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。</p> <p>第4条 基礎在職期間(新条例第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。</p> <p>第5条 新条例第7条の5の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</p>	<p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>(2) 施行日以後平成20年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)</p> <p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>(3) 平成20年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)</p> <p>ア 新条例第7条の5の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額</p> <p>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</p> <p>2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。</p> <p>第4条 基礎在職期間(新条例第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。</p> <p>第5条 新条例第7条の5の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</p>

改正後	改正前																		
<p>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>その者の基礎在職期間</td> <td>平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>基礎在職期間</td> <td>平成8年4月1日以後の基礎在職期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(委任)</p> <p>第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間	第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間	<p>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>その者の基礎在職期間</td> <td>平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>基礎在職期間</td> <td>平成8年4月1日以後の基礎在職期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(委任)</p> <p>第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間	第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間																	
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間																	
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間																	

議案第 19 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、国民健康保険税を課する目的を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税を課する目的を次のとおり改める。

【改正前】 国民健康保険事業の経費に充てるため

【改正後】 国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため

- ア 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
- イ 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
- ウ その他国民健康保険事業に要する費用

(2) 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義を改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例 第1条から第137条まで 略 第3節 国民健康保険税 (国民健康保険税の納税義務者等)</p> <p>第138条 国民健康保険税(以下「保険税」という。)は、国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p> <p>(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支授金等(以下「後期高齢者支授金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</p> <p>(3) その他国民健康保険事業に要する費用</p> <p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 第1条から第137条まで 略 第3節 国民健康保険税 (国民健康保険税の納税義務者等)</p> <p>第138条 国民健康保険税(以下「保険税」という。)は、国民健康保険事業の経費に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。</p> <p>2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支授金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支授金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支授金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得</p>	<p>国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支授金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支授金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支授金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得</p>

改正後	改正前
<p>割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第140条及び第141条 略 （保険税の税率）</p> <p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法_____）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第147条において同じ。）及び特</p>	<p>割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第140条及び第141条 略 （保険税の税率）</p> <p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第147条において同じ。）及び特</p>

改正後	改正前
<p>定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第147条において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円</p> <p>イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円</p> <p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円</p> <p>3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円</p> <p>第143条から第150条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第147条において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円</p> <p>イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円</p> <p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円</p> <p>3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円</p> <p>第143条から第150条まで 略 附 則 略</p>

議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い介護医療院の開設及び変更の許可に係る手数料の額を定め、破砕業事業範囲変更許可申請手数料の額を改定するとともに、もりおか市民カード交付手数料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護医療院の開設及び変更の許可に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア 介護医療院開設許可申請手数料 6万3,000円

イ 介護医療院変更許可申請手数料 3万3,000円

(2) 破砕業事業範囲変更許可申請手数料の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
7万5,000円	6万7,000円

(3) もりおか市民カード交付手数料を廃止する。

3 施行期日

(1) 2-(1) 及び(2) 平成30年4月1日

(2) 2-(3) 平成31年1月1日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>平成30年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 第1条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号）</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 別表中65の2の6の項を65の2の8の項とし、65の2の3の項から65の2の5の項までを2項ずつ繰り下げ、65の2の2の項の次に2項を加える改正規定及び同表65の10の項の改正規定 平成30年4月1日 (2) 別表中66の項を削り、67の項を66の項とし、68の項から75の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定 平成31年1月1日</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の2の2まで 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>65の2の3 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査</td> <td>介護医療院開設許可申請手数料</td> <td>6万3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の2の2まで 略	略	略	65の2の3 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	6万3,000円	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 第1条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の2の2まで 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の2の2まで 略	略	略			
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から65の2の2まで 略	略	略																	
65の2の3 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	6万3,000円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から65の2の2まで 略	略	略																	

改正後	改正前																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>65の2の4 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査</td> <td>介護医療院変更許可申請手数料</td> <td>3万3,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の5 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業許可申請手数料</td> <td>23万4,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の6 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業許可更新申請手数料</td> <td>21万8,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の7 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業変更許可申請手数料</td> <td>21万6,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の8 使用済自動車の再資源化</td> <td>引取業者登録申請手数料</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	65の2の4 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	3万3,000円	65の2の5 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円	65の2の6 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円	65の2の7 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円	65の2の8 使用済自動車の再資源化	引取業者登録申請手数料	4,500円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65の2の3 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業許可申請手数料</td> <td>23万4,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の4 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業許可更新申請手数料</td> <td>21万8,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の5 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査</td> <td>汚染土壌処理業変更許可申請手数料</td> <td>21万6,000円</td> </tr> <tr> <td>65の2の6 使用済自動車の再資源化</td> <td>引取業者登録申請手数料</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>				65の2の3 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円	65の2の4 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円	65の2の5 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円	65の2の6 使用済自動車の再資源化	引取業者登録申請手数料	4,500円
65の2の4 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	3万3,000円																													
65の2の5 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円																													
65の2の6 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円																													
65の2の7 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円																													
65の2の8 使用済自動車の再資源化	引取業者登録申請手数料	4,500円																													
65の2の3 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円																													
65の2の4 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円																													
65の2の5 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円																													
65の2の6 使用済自動車の再資源化	引取業者登録申請手数料	4,500円																													

改正後			改正前		
等に関する法律(平成14年法律第87号)第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査			等に関する法律(平成14年法律第87号)第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査		
65の3から65の9まで 略	略	略	65の3から65の9まで 略	略	略
65の10 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業事業範囲変更許可申請手数料	6万7,000円	65の10 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業事業範囲変更許可申請手数料	7万5,000円
65の11から65の25まで 略	略	略	65の11から65の25まで 略	略	略
			66 もりおか市民カード(市の電子計算機に接続された端末装置による住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写しの交付を請求するためのみ使用するカードをいう。)の交付	もりおか市民カード1枚につき300円	

改正後			改正前		
66 盛岡市有機物質源活用施設における牛ふん(畜産農業に係るものに限る。)の処理	牛ふん処理手数料	(1) 市民が自ら搬入する場合 1トンまでごとに500円 (2) 市民から申込みを受けて市が収集する場合 1トンまでごとに2,000円	67 盛岡市有機物質源活用施設における牛ふん(畜産農業に係るものに限る。)の処理	牛ふん処理手数料	(1) 市民が自ら搬入する場合 1トンまでごとに500円 (2) 市民から申込みを受けて市が収集する場合 1トンまでごとに2,000円
67 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件)につき300円	68 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件)につき300円
68 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	300円	69 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	300円
69 身分及び住所に関する証明	身分及び住所に関する証明手数料	300円	70 身分及び住所に関する証明	身分及び住所に関する証明手数料	300円
70 資格に関する証明	資格に関する証明手数料	300円	71 資格に関する証明	資格に関する証明手数料	300円
71 埋火葬に関する証明	埋火葬に関する証明手数料	300円	72 埋火葬に関する証明	埋火葬に関する証明手数料	300円
72 許可、認可、承認、免許、登録、確認又は検査を受けていることの証明	許可等を受けていることの証明手数料	300円	73 許可、認可、承認、免許、登録、確認又は検査を受けていることの証明	許可等を受けていることの証明手数料	300円
73 届出の受理に関する証明	届出の受理に関する証明手数料	300円	74 届出の受理に関する証明	届出の受理に関する証明手数料	300円
74 その他の証明	その他の証明手数料	300円	75 その他の証明	その他の証明手数料	300円

議案第 21 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
66億円	65億 7,547万 5,810円

3 施行期日

公布の日

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 改正 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 (設置)</p> <p>第1条 岩手競馬経営改善推進資金(以下「資金」という。)の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>65億7,547万5,810円</u>とする。 (貸付け)</p> <p>第3条 市長は、岩手県競馬組合に対して市長が適当と認めた額を貸し付けるものとする。 2 資金の貸付条件は、市長が定める。 第4条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成30年条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号</p> <p>盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 (設置)</p> <p>第1条 岩手競馬経営改善推進資金(以下「資金」という。)の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>66億円</u>とする。 (貸付け)</p> <p>第3条 市長は、岩手県競馬組合に対して市長が適当と認めた額を貸し付けるものとする。 2 資金の貸付条件は、市長が定める。 第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>

議案第 22 号

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民健康保険制度の見直しに伴い、国民健康保険事業財政調整基金を設置する目的を改めようとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険事業財政調整基金を設置する目的を次のとおり改める。

【改正前】 国民健康保険事業に係る保険給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金の納付に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため

【改正後】 国民健康保険事業に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例 昭和63年3月23日条例第2号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例 (設置)</p>	<p>○盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例 昭和63年3月23日条例第2号 改正 略 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例 (設置)</p>
<p>第1条 国民健康保険事業に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業</p>	<p>第1条 国民健康保険事業に係る保険給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支撥金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金の納付に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p>	<p>に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算で定める。 (管理)</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算で定める。 (管理)</p>
<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によつて保管しなければならない。</p>	<p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によつて保管しなければならない。</p>
<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)</p>	<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)</p>
<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。ただし、市長が財政上必要があると認めるときは、当該収益を保健事業に充てることができる。 (繰替運用)</p>	<p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。ただし、市長が財政上必要があると認めるときは、当該収益を保健事業に充てることができる。 (繰替運用)</p>
<p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する</p>	<p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する</p>

改正後	改正前
<p>ことができる。 (委任)</p>	<p>ことができる。 (委任)</p>
<p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 略</p>

議案第 23 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

医療費の一部負担金を支払うことが困難な場合に貸し付ける福祉医療資金の貸付対象に中学生の保護者を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 定義規定に中学生を加える。

中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 貸付対象を定める規定に中学生の保護者を加える。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(4) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(5) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、</p>	<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略</p> <p>盛岡市福祉医療資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第4号及び第6号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第4号から第6号までに該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(4) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、</p>

改正後	改正前
<p>本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>(6) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(7) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第4号及び第5号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該</p>	<p>本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>(5) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号、第3号、前号及び次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(6) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第3号及び第4号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(第4号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(第4号に該</p>

改正後	改正前
<p>当する者を除く。)をいう。</p> <p>(8) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第4号から第6号までに該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(9) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)をいう。</p> <p>(10) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。</p> <p>(11) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>第3条 略</p> <p>(貸付対象)</p> <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等(以下「乳幼児等」という。)が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者(親権を行う者、後見人その他の者)で現に乳幼児、小学生、中学生、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第7号に規定する児童を監護しているものに限る。)に対して貸し付</p>	<p>当する者を除く。)をいう。</p> <p>(7) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第3号から第5号までに該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(8) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。)をいう。</p> <p>(9) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。</p> <p>(10) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>第3条 略</p> <p>(貸付対象)</p> <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等(以下「乳幼児等」という。)が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者(親権を行う者、後見人その他の者)で現に乳幼児、小学生、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第6号に規定する児童を監護しているものに限る。)に対して貸し付</p>

改正後	改正前
<p>けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金(出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等)にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。)に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p>第5条から第11条まで 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則(平成30年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金(出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等)にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。)に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p>第5条から第11条まで 略</p> <p>附則 略</p>

議案第 24 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

都市公園法施行令（昭和31年政令第 290号）の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の範囲を 100分の50までとする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号	○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略
盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。	盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。
第1条から第1条の3まで 略 （公園施設の設置基準）	第1条から第1条の3まで 略 （公園施設の設置基準）
第1条の4 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。 （特別の場合等の公園施設の設置基準）	第1条の4 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。 （特別の場合等の公園施設の設置基準）
第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地	4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地

改正後	改正前
面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 （運動施設の設置基準）	5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。	
第2条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。	第2条から第17条まで 略 附 則 略
別表第1 略 別表第1の2 略 別表第2 略 別表第3 略	別表第1 略 別表第1の2 略 別表第2 略 別表第3 略

議案第 25 号

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例について

1 制定の趣旨

旧盛岡競馬場の跡地を活用して休息、運動、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより、市民の健康の増進及び交流の促進を図る施設として、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場（以下「広場」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市高松多目的広場	盛岡市上田字黒石野平90番地1

(2) 運営及び管理

ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 直営管理とする。

イ 平成31年4月1日以後 指定管理者に行わせるものとする。（利用料金制を採用する。）

(3) 使用時間

ア 許可を受けて独占的に使用する場 午前8時から午後7時まで

イ アに掲げる場合以外の場合 午前零時から午後12時まで

(4) 使用料

広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者から次の使用料を徴収する。

ア クレー広場及び人工芝広場の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
クレー広場	全面使用（1時間までごとに）	500円	250円
	半面使用（1時間までごとに）	250円	130円
人工芝広場	全面使用（1時間までごとに）	4,000円	2,000円
	半面使用（1時間までごとに）	2,000円	1,000円

イ 交流広場の使用料 1時間までごとに 200円

3 施行期日

- (1) 2-(1), (2) ア, (3)及び(4) (クレー広場に係る部分に限る。) 平成30年4月1日
- (2) 2-(2) イ及び(4) (クレー広場に係る部分を除く。) 平成31年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、同日前においても行うことができる。

#### 4 施設の概要

- (1) クレー広場 (10,400㎡)
- (2) 人工芝広場 (11,800㎡)
- (3) 交流広場 (ダスト舗装及び緑地 約12,000㎡)
- (4) 駐車場 (自動車109台, 車いす使用者用3台, バス用5台及び自転車108台 約6,000㎡)
- (5) トイレ兼倉庫 (木造平屋建 60.03㎡)

議案第 26 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

証明書コンビニ交付サービス開始及び証明書自動交付機の運用終了に伴い、端末装置を使用した印鑑の登録の証明の申請方法を改めるほか、印鑑登録票の登載事項及び印鑑登録証明に記載する事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 印鑑登録票の登載事項から性別を削る。
- (2) 印鑑の登録を受けている者が、自ら印鑑登録証を使用して市の電子計算機と接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明の申請を行う方法を廃止する。
- (3) 印鑑の登録を受けている者が、自ら個人番号カードを使用して市の電子計算機と接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができることとする。
- (4) 印鑑の登録の証明に記載する事項から登録番号を削る。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 平成30年4月1日
- (2) 2-(2) , (3) 及び(4) 平成30年7月1日

4 その他

経過措置として、平成30年12月31日までの間、2-(2) による方法を継続させることとする。

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市印鑑条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p> <p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受けることにより第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「<u>個人番号カード</u>」という。）又は官公署（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号 改正 略</p> <p>盛岡市印鑑条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p> <p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受けることにより第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード _____ 又は官公署（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年</p>

改正後	改正前
<p>法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他市長の定める法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真を貼り付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者（未成年者及び被保護者を除く。）により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p> <p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p> <p>(登録)</p> <p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民票に記載されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記（以下「<u>片仮名表記</u>」という。）を含む。） (5) 生年月日</p> <p><b>(6) 住所</b></p> <p>3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して</p>	<p>法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他市長の定める法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真を貼り付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者（未成年者及び被保護者を除く。）により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p> <p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p> <p>(登録)</p> <p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民票に記載されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記（以下「<u>片仮名表記</u>」という。）を含む。） (5) 生年月日 <b>(6) 性別</b> <b>(7) 住所</b></p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を記載した印鑑登録票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して</p>

改正後	改正前
<p>おくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p> <p>(印鑑登録票記載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載された登録者の住所、氏名、通称、片仮名表記又は生年月日を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の記載事項についても職権で修正しなければならない。</p> <p>第12条 略</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。</p> <p>第14条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第5条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする改正規定、同条第3項及び第11条の改正規定並びに第13条第3項の改正規定(「第7号」を「第6号」に改める部分に限る。) 平成30年4月1日</p> <p>(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年7月1日</p> <p>2 平成30年12月31日までの間、改正後の盛岡市印鑑条例第13条第2項の規</p>	<p>おくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p> <p>(印鑑登録票記載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載された登録者の住所、氏名、通称、片仮名表記、生年月日又は性別を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の記載事項についても職権で修正しなければならない。</p> <p>第12条 略</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら印鑑登録証</p> <p>を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。</p> <p>第14条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら印鑑登録証を使用し、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>	

議案第 27 号

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市総合交流ターミナルの改修に伴い、施設の区分及び使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 特別洋室を廃止するとともに、普通洋室の区分を洋室Aとするほか、新たに洋室B及び研修宿泊室の区分を設け、その使用料の額を次のように定める。

区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)
洋室B	1人	9,390円
	2人	8,235円
	3人	7,657円
	4人	7,080円
	5人又は6人	5,925円
研修宿泊室	1人	9,390円
	2人	8,235円
	3人	7,657円
	4人	7,080円
	5人から18人まで	5,925円

※ 研修宿泊室の宿泊を伴わない使用(以下「一般使用」という。)の場合の使用料の額は、1室1時間までごとに1,575円とする。

(2) 交流ホールを廃止する。

(3) 次表の左欄に掲げる宿泊施設に係る使用の許可を受けた者は、同表の当該右欄に定める時間において当該宿泊施設を使用することができるものとする。

洋室A又は洋室B	午後3時から使用許可期間の満了の日の午前10時まで
和室	午後3時から使用許可期間の満了の日の午前10時まで(一般使用の場合にあつては、午前10時から午後3時まで)
研修宿泊室	午後3時から使用許可期間の満了の日の午前10時まで(一般使用の場合にあつては、午前10時から午後9時まで)

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市総合交流ターミナル条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、総合交流ターミナルの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 農村資源を活用した都市との交流を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、市民の保健及び休養と交流の場を提供する施設として、総合交流ターミナルを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市総合交流ターミナル</td> <td style="text-align: center;">盛岡市下田字生出893番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 総合交流ターミナルの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、クア・ハウスにあっては、午前10時から午後10時まで(家族風呂にあっては、午前10時30分から午後7時まで)とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条</p>	名称	位置	盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11	<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略</p> <p>盛岡市総合交流ターミナル条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、総合交流ターミナルの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 農村資源を活用した都市との交流を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、市民の保健及び休養と交流の場を提供する施設として、総合交流ターミナルを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市総合交流ターミナル</td> <td style="text-align: center;">盛岡市下田字生出893番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 総合交流ターミナルの開館時間は、次に定めるもののほか、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する総合交流ターミナルにあっては、指定管理者。以下第7条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 宿泊施設 午後3時から翌日の午前10時まで (2) 休憩施設 午前10時から午後3時まで (3) クア・ハウス 午前10時から午後10時まで(家族風呂にあっては、午前10時30分から午後7時まで)</p>	名称	位置	盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11
名称	位置								
盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11								
名称	位置								
盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11								

改正後	改正前
<p>第1項の許可を受けた者が当該宿泊施設を使用できる時間は、次の各号に掲げる宿泊施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 洋室A又は洋室B 午後3時から第5条第1項の許可を受けた期間の満了の日(以下「使用許可期間満了日」という。)の午前10時まで</p> <p>(2) 和室 午後3時から使用許可期間満了日の午前10時まで(宿泊を伴わない使用(以下「一般使用」という。)の場合にあっては、午前10時から午後3時まで)</p> <p>(3) 研修宿泊室 午後3時から使用許可期間満了日の午前10時まで(一般使用の場合にあっては、午前10時から午後9時まで)</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する総合交流ターミナルにあっては、指定管理者。以下第7条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、開館時間(前項の使用できる時間を含む。以下同じ。)を変更することができる。</p> <p>第4条から第17条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 総合交流ターミナルの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条第3項の規定に基づき、開館時間を変更すること。 (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。 (3) 第5条第1項及び第6条第1項の許可を行うこと。 (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可をしないこと。 (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可に条件を付すること。 (6) 第7条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは終</p>	<p>第4条から第17条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 総合交流ターミナルの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。 (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。 (3) 第5条第1項及び第6条第1項の許可を行うこと。 (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可をしないこと。 (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第6条第1項の許可に条件を付すること。 (6) 第7条の規定に基づき、第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、第5条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは終</p>

改正後	改正前																																																								
<p>合交流ターミナルからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、総合交流ターミナルの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条及び第20条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 宿泊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料 (1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洋室A</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">洋室B</td> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>5人又は6人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料 (1人1泊につき)	洋室A	1人	8,235円	2人	7,080円	3人	5,925円	洋室B	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円	4人	7,080円	5人又は6人	5,925円	和室	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円	<p>合交流ターミナルからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、総合交流ターミナルの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条及び第20条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 宿泊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料 (1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通洋室</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特別洋室</td> <td>1人</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>17,475円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,165円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料 (1人1泊につき)	普通洋室	1人	8,235円	2人	7,080円	3人	5,925円	特別洋室	1人	23,250円	2人	17,475円	3人	15,165円	4人	11,700円	5人	9,390円	和室	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円
区分	1室の人数	使用料 (1人1泊につき)																																																							
洋室A	1人	8,235円																																																							
	2人	7,080円																																																							
	3人	5,925円																																																							
洋室B	1人	9,390円																																																							
	2人	8,235円																																																							
	3人	7,657円																																																							
	4人	7,080円																																																							
	5人又は6人	5,925円																																																							
和室	1人	9,390円																																																							
	2人	8,235円																																																							
	3人	7,657円																																																							
区分	1室の人数	使用料 (1人1泊につき)																																																							
普通洋室	1人	8,235円																																																							
	2人	7,080円																																																							
	3人	5,925円																																																							
特別洋室	1人	23,250円																																																							
	2人	17,475円																																																							
	3人	15,165円																																																							
	4人	11,700円																																																							
	5人	9,390円																																																							
和室	1人	9,390円																																																							
	2人	8,235円																																																							
	3人	7,657円																																																							

改正後	改正前																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">研修宿泊室</td> <td>1人</td> <td>9,390円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>7,657円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>5人から18人まで</td> <td>5,925円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料には、食事を含まないものとする。</p> <p>2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日の前日</p> <p>(3) 4月29日から5月4日までの日 (前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(4) 8月9日から8月16日までの日 (第2号に掲げる日を除く。)</p> <p>3 備考2の規定にかかわらず、12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。</p> <p>4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。</p> <p>5 この表の規定にかかわらず、和室の一般使用の場合の使用料の額は1室1時間までごとに1,050円とし、研修宿泊室の一般使用の場合の使用料の額は1室1時間までごとに1,575円とする。</p>		4人	7,080円		5人	5,925円	研修宿泊室	1人	9,390円	2人	8,235円	3人	7,657円	4人	7,080円	5人から18人まで	5,925円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>4人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人</td> <td>5,925円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用料には、食事を含まないものとする。</p> <p>2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日の前日</p> <p>(3) 4月29日から5月4日までの日 (前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(4) 8月9日から8月16日までの日 (第2号に掲げる日を除く。)</p> <p>3 備考2の規定にかかわらず、12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。</p> <p>4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。</p> <p>(2) 休憩施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1室1時間までごとに</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>		4人	7,080円		5人	5,925円	区分	使用料		単位	金額	和室	1室1時間までごとに	1,050円
	4人	7,080円																														
	5人	5,925円																														
研修宿泊室	1人	9,390円																														
	2人	8,235円																														
	3人	7,657円																														
	4人	7,080円																														
	5人から18人まで	5,925円																														
	4人	7,080円																														
	5人	5,925円																														
区分	使用料																															
	単位	金額																														
和室	1室1時間までごとに	1,050円																														

改正後			
<b>(2) 研修室等</b>			
区分	使用料		
	単位	金額	
研修室	1時間までごとに	1,575円	
食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円	
食工房	1室1月までごとに	52,500円	
展示即究室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
<b>(3) クア・ハウス</b>			
区分	使用料		
	単位	金額	
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用（1回につき）	600円
		回数使用（10回につき）	5,400円
	小学校児童以下の者（3歳未満の者を除く。）	普通使用（1回につき）	300円
		回数使用（10回につき）	2,700円
家族風呂	1室1時間までごとに	1,050円	
<b>備考</b>			
1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。			
2 _____総合交流ターミナルの宿泊施設の使用者（一般使用をする者を除く_____。）の使用料は、無料とする。			
<b>(4) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合</b>			
区分	使用料		

改正前			
交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円	
<b>(3) 研修室等</b>			
区分	使用料		
	単位	金額	
研修室	1時間までごとに	1,575円	
食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円	
食工房	1室1月までごとに	52,500円	
展示即究室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
<b>(4) クア・ハウス</b>			
区分	使用料		
	単位	金額	
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用（1回につき）	600円
		回数使用（10回につき）	5,400円
	小学校児童以下の者（3歳未満の者を除く。）	普通使用（1回につき）	300円
		回数使用（10回につき）	2,700円
家族風呂	1室1時間までごとに	1,050円	
<b>備考</b>			
1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。			
2 宿泊者（総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条第1項の許可を受けた者をいう。）の使用料は、無料とする。			
<b>(5) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合</b>			
区分	使用料		

改正後		
	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	撮影機1台1日までごとに	1,050円
音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円
集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円

改正前		
	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	撮影機1台1日までごとに	1,050円
音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円
集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円

議案第 28 号

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

高木牧場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 高木牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることとし、その額を次のとおり（直営管理の場合の使用料と同額）とする。

区分		金額
肉用牛（1頭1日につき）	生後12月以上	126円
	生後12月未満	63円
乳用牛（1頭1日につき）	生後14月以上	199円
	生後14月未満	168円

- (2) 使用者は、利用料金を高木牧場の利用後に支払わなければならないこととする。
- (3) 高木牧場の指定管理者は、利用料金を減免することができることとする。
- (4) 高木牧場の指定管理者が作成する事業報告書に記載する事項に、利用料金の収入実績を加える。

3 施行期日

公布の日

4 その他

2-(1) は、平成18年4月1日から適用する。

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市牧野条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、牧野の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>官古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山字大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山字姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>盛岡市藪川字日向85番地1</td> <td>34.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放牧期間及び認容頭数)</p> <p>第3条 牧野における家畜の放牧期間及び認容頭数(成牛に換算した場合の認容頭数をいう。以下同じ。)は、次表のとおりとする。ただし、草生の状況により市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	官古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール	<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市牧野条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、牧野の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>官古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山字大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山字姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>盛岡市藪川字日向85番地1</td> <td>34.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放牧期間及び認容頭数)</p> <p>第3条 牧野における家畜の放牧期間及び認容頭数(成牛に換算した場合の認容頭数をいう。以下同じ。)は、次表のとおりとする。ただし、草生の状況により市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	官古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール
名称	位置	面積																																			
盛岡市区界牧野	官古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																			
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール																																			
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																			
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																			
盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール																																			
名称	位置	面積																																			
盛岡市区界牧野	官古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																			
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール																																			
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																			
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																			
盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール																																			

改正後	改正前																																																																																				
<p>が管理する牧野にあっては、指定管理者。第5条から第7条まで及び第11条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>放牧期間</th> <th>認容頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>210頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>205頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>100頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>105頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>通年</td> <td>100頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 (使用料等)</p> <p>第8条 使用者から次表に定める使用料を徴収する。この場合において、算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>肉用牛(1頭1日につき)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">盛岡市区界牧野</td> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生後5月以上12月未満</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場</td> <td>肉用牛(1頭1日につき)</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>生後12月以上</td> <td>63円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市大沼牧場</td> <td>乳用牛(1頭1日につき)</td> <td>199円</td> </tr> <tr> <td>生後14月以上</td> <td>168円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	放牧期間	認容頭数	盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭	盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭	盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭	盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭	盛岡市大沼牧場	通年	100頭	区分	金額		肉用牛(1頭1日につき)	金額	盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円	生後5月以上12月未満	60円	肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)	160円	生後12月以上	100円	盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円	生後12月以上	63円	盛岡市大沼牧場	乳用牛(1頭1日につき)	199円	生後14月以上	168円	<p>が管理する牧野にあっては、指定管理者。第5条から第7条まで及び第11条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>放牧期間</th> <th>認容頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>210頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>205頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>100頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>105頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>通年</td> <td>100頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 (使用料等)</p> <p>第8条 使用者から次表に定める使用料を徴収する。この場合において、算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>肉用牛(1頭1日につき)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">盛岡市区界牧野</td> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生後5月以上12月未満</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場</td> <td>肉用牛(1頭1日につき)</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>生後12月以上</td> <td>63円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市大沼牧場</td> <td>乳用牛(1頭1日につき)</td> <td>199円</td> </tr> <tr> <td>生後14月以上</td> <td>168円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	放牧期間	認容頭数	盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭	盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭	盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭	盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭	盛岡市大沼牧場	通年	100頭	区分	金額		肉用牛(1頭1日につき)	金額	盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円	生後5月以上12月未満	60円	肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)	160円	生後12月以上	100円	盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円	生後12月以上	63円	盛岡市大沼牧場	乳用牛(1頭1日につき)	199円	生後14月以上	168円
名称	放牧期間	認容頭数																																																																																			
盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭																																																																																			
盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭																																																																																			
盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭																																																																																			
盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭																																																																																			
盛岡市大沼牧場	通年	100頭																																																																																			
区分	金額																																																																																				
	肉用牛(1頭1日につき)	金額																																																																																			
盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円																																																																																			
	生後5月以上12月未満	60円																																																																																			
	肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)	160円																																																																																			
	生後12月以上	100円																																																																																			
盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円																																																																																			
	生後12月以上	63円																																																																																			
盛岡市大沼牧場	乳用牛(1頭1日につき)	199円																																																																																			
	生後14月以上	168円																																																																																			
名称	放牧期間	認容頭数																																																																																			
盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭																																																																																			
盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭																																																																																			
盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭																																																																																			
盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭																																																																																			
盛岡市大沼牧場	通年	100頭																																																																																			
区分	金額																																																																																				
	肉用牛(1頭1日につき)	金額																																																																																			
盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円																																																																																			
	生後5月以上12月未満	60円																																																																																			
	肉用牛以外の家畜(1頭1日につき)	160円																																																																																			
	生後12月以上	100円																																																																																			
盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円																																																																																			
	生後12月以上	63円																																																																																			
盛岡市大沼牧場	乳用牛(1頭1日につき)	199円																																																																																			
	生後14月以上	168円																																																																																			

改正後			改正前				
盛岡市大沼牧場	肉用牛又は乳用牛（1頭1日につき）	生後14月以上 生後14月未満	420円 105円	盛岡市大沼牧場	肉用牛又は乳用牛（1頭1日につき）	生後14月以上 生後14月未満	420円 105円
<p>2 盛岡市山谷川目牧野において、雌牛を市が管理する種雄牛と同一の群に放牧したときは、使用者から前項の使用料の額に1頭1放牧期間につき6,300円を加算した額の使用料を徴収する。</p> <p>3 使用者が当該許可を受けた放牧期間を経過してもなお家畜を引き取らないときは、当該使用者は、当該放牧期間が経過した後に要した当該家畜の管理に係る一切の費用を負担しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の費用は、納入通知書により牧野の使用後に徴収する。</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第8条の2 指定管理者が管理する盛岡市高木牧場の利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条第1項及び第4項の規定は、適用しない。</p> <p>2 <u>利用料金の額は、前条第1項の使用料の額とする。</u></p> <p>3 <u>使用者は、盛岡市高木牧場の利用後に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第9条 市長（指定管理者が管理する盛岡市高木牧場にあつては、指定管理者）は、学術研究、生計困難その他特別な理由があると認めるときは、使用料（指定管理者が管理する盛岡市高木牧場にあつては、<u>利用料金</u>）を減免することができる。</p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p><u>（事業報告書の提出）</u></p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項（盛岡市区界牧野、盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市大沼牧場を管理する指定管理者にあつては、第3号の事項</p>			<p>2 盛岡市山谷川目牧野において、雌牛を市が管理する種雄牛と同一の群に放牧したときは、使用者から前項の使用料の額に1頭1放牧期間につき6,300円を加算した額の使用料を徴収する。</p> <p>3 使用者が当該許可を受けた放牧期間を経過してもなお家畜を引き取らないときは、当該使用者は、当該放牧期間が経過した後に要した当該家畜の管理に係る一切の費用を負担しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の費用は、納入通知書により牧野の使用後に徴収する。</p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第9条 市長 _____ は、学術研究、生計困難その他特別な理由があると認めるときは、使用料 _____ を減免することができる。</p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p><u>（事業報告書の提出）</u></p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項 _____</p>				

改正後	改正前
<p>を除く。以下この条において同じ。）を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 使用者の数及び放牧頭数</p> <p>(3) <u>利用料金の収入実績</u></p> <p>(4) <u>管理経費の収支状況</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要があると認めた事項</u></p> <p><u>（協議会）</u></p> <p>第19条 牧野の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市牧野運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第20条から第23条まで 略</p> <p>第24条 <u>第19条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p> <p>第25条及び第26条 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則（平成30年条例第 号）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市牧野条例（以下「新条例」という。）第8条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が収受した盛岡市高木牧場の使用料に相当する金銭は、新条例第8条の2第1項の規定により指定管理者の収入として収受された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなし、その</u></p>	<p>_____ を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 使用者の数及び放牧頭数</p> <p>(3) <u>管理経費の収支状況</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要があると認めた事項</u></p> <p><u>（協議会）</u></p> <p>第19条 牧野の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市牧野運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第20条から第23条まで 略</p> <p>第24条 <u>第11条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p> <p>第25条及び第26条 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
額は、同条第2項の規定により定められたものとみなす。	

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート1号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山二丁目アパート1号館を加える。

3 施行期日

平成30年6月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前																																												
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成30年条例第 号） この条例は、平成30年6月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>竣（しゆん）工年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート1号館</td> <td>盛岡市青山一丁目</td> <td>平7</td> <td>12（うち 身体障害者 用住宅 1）</td> <td>中層耐火3階 建築</td> </tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート2号館</td> <td>盛岡市青山一丁目</td> <td>平6</td> <td>12（うち 身体障害者 用住宅 1）</td> <td>中層耐火3階 建築</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造	略					市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>竣（しゆん）工年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート1号館</td> <td>盛岡市青山一丁目</td> <td>平7</td> <td>12（うち 身体障害者 用住宅 1）</td> <td>中層耐火3階 建築</td> </tr> <tr> <td>市営青山一丁目ア パート2号館</td> <td>盛岡市青山一丁目</td> <td>平6</td> <td>12（うち 身体障害者 用住宅 1）</td> <td>中層耐火3階 建築</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造	略					市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築
名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造																																													
略																																																	
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築																																													
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築																																													
名称	位置	竣（しゆん）工年 度	戸数	構造																																													
略																																																	
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築																																													
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火3階 建築																																													

改正後					改正前				
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築	市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建築	市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建築
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築	市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建築	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建築
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建築	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建築
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建築	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建築
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築	市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築	市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち 身体障害者 用住宅 1）	中層耐火4階 建築

改正後					改正前				
			1)				1)		
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁 目	平26	48 (うち 身体障害者 専用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁 目	平26	48 (うち 身体障害者 専用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建
略					略				

議案第 30 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第3次民営化実施計画に基づき、盛岡市立うえだ保育園を平成31年4月1日から民営化しようとするものである。

なお、うえだ保育園の運営は、社会福祉法人わかば会が引き継ぐものである。

2 改正の内容

第3条の表からうえだ保育園の項を削る。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																														
<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略 <u>平成30年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例(昭和31年条例第32号)の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定により、保 育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市野川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市野川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地	<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例(昭和31年条例第32号)の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定により、保 育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市野川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>うえだ保育園</td> <td>盛岡市高松一丁目9番43号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市野川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地
名称	位置																																														
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																														
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																														
きたくり保育園	盛岡市野川一丁目7番1号																																														
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																														
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																														
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																														
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																														
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																														
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																														
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																														
名称	位置																																														
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																														
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																														
きたくり保育園	盛岡市野川一丁目7番1号																																														
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																														
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																														
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																														
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																														
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																														
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																														
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																														
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																														

議案第 31 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）の改正に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の保険料率を定めるとともに、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）の改正に伴い、罰則の適用範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第 7 期盛岡市介護保険事業計画における第 1 号被保険者の介護保険料の各所得段階区分及び年間保険料を別表のように改めるとともに、その算定に当たっては、合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）を控除して得た額を用いることとする。
- (2) 被保険者の保険給付等に係る物件の提出の命令に従わないとき等に過料を科する規定が適用される者に、第 2 号被保険者の配偶者若しくは第 2 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者を加える。

3 施行期日

平成30年 4 月 1 日

※「特別控除額」とは、次の場合の額をいう。

- (1) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の 3,000万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000万円（最大）
- (7) (1)～(6)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000万円（最大）

## 別表

段階区分	対象者	保険料 基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人</li> </ul>	6,174円	0.45 ※注 (0.50)	2,778円 (3,087円)	33,300円 (37,000円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		0.70	4,322円	51,900円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人		0.75	4,631円	55,600円
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.85	5,248円	63,000円
第5段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人		1.00	6,174円	74,100円
第6段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円未満の人		1.20	7,409円	88,900円
第7段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が120万円以上200万円未満の人		1.30	8,026円	96,300円
第8段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が200万円以上300万円未満の人		1.50	9,261円	111,100円
第9段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が300万円以上400万円未満の人		1.70	10,496円	125,900円
第10段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上700万円未満の人		1.95	12,039円	144,500円
第11段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が700万円以上の人		2.10	12,965円	155,600円

※注 本来徴収すべき介護保険料の料率で、公費による保険料軽減前である。



改正後	改正前
<p><u>イ 要保親者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保険を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>第4条から第30条まで 略</p> <p>第31条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第32条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(延滞金に関する経過措置)</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合</p>	<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>第4条から第30条まで 略</p> <p>第31条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第32条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条まで 略</p> <p>(延滞金に関する経過措置)</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合</p>

改正後	改正前
<p>を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p> <p>第7条から第13条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p> <p>第7条から第13条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 32 号

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に、国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）の規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた被保険者を加えるほか、市において行う事務を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 保険料を徴収すべき被保険者に、岩手県後期高齢者医療広域連合の区域外に住所を有している者であつて、国民健康保険の被保険者であつた際に国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を受け、市の区域内に住所を有するものとみなされたものを加える。
- (2) 市において行う事務から葬祭の給付に係る申請書の受付を削る。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 平成30年4月1日
- (2) 2-(2) 公布の日

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略 平成30年3月 日条例第2 号 盛岡市後期高齢者医療に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の受付</p>	<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市後期高齢者医療に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給及び広域連合条例第4条の葬祭の給付に係る申請書の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の受付</p>

改正後	改正前
<p>(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 法第55条第1項本文(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p> <p>第4条から第10条まで 略 附 則 略 附 則(平成30年条例第 号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務 (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 法第55条第1項本文 の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>第4条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第 33 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）の改正に伴い、非常災害廃棄物の処分を行うための非常災害廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等について必要な事項を定めるとともに、2以上の事業者が産業廃棄物を一体的に処理する場合の特例の認定等に係る手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市が非常災害廃棄物処理施設の設置等を行う場合の特例

ア 非常災害廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧について、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、縦覧の告示をした日から1月間とされている縦覧の期間を短縮することができるものとする。

イ 当該設置等に関し利害関係を有する者の意見書の提出について、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、アの縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とされている意見書の提出期限を繰り上げることができるものとする。

(2) 非常災害廃棄物処分受託者が非常災害廃棄物処理施設の設置等を行う場合の手続

ア 市から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が非常災害廃棄物処理施設の設置等を行う場合における当該施設に係る生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の対象となる施設を、受託者が設置等を行おうとする焼却施設とする。

イ アの施設の設置等に係る縦覧を行おうとする受託者は、あらかじめ、当該縦覧の対象となる施設の名称等を記載した書類を市長に届け出なければならないものとする。

ウ イの届出があったときは、市長は、速やかに当該届出に係る縦覧の場所、期間等を告示するものとする。

エ 当該設置等に係る縦覧の期間は、ウの告示があった日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができるものとする。

オ 当該設置等に係る縦覧の場所及び利害関係を有する者の意見書の提出先は、市長が受託者と協議の上、定めるものとする。

カ 当該設置等に関し利害関係を有する者の意見書の提出期限を、エの期間の満了の日の翌日

から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該提出期限を繰り上げることができるものとする。

キ 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手続について、当該他の市町村の長に協議するものとする。

(3) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査及び当該認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を次のように定める。

ア 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 14万7,000円

イ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料 13万4,000円

### 3 施行期日

(1) 2-(1) 及び(2) 公布の日

(2) 2-(3) 平成30年4月1日

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第6条の13）	第1章 総則（第1条～第6条の7）
第2章 廃棄物の減量（第7条～第12条）	第2章 廃棄物の減量（第7条～第12条）
第3章 廃棄物の適正な処理（第13条～第21条の5）	第3章 廃棄物の適正な処理（第13条～第21条の5）
第3章の2 原状回復の確保等（第21条の6・第21条の7）	第3章の2 原状回復の確保等（第21条の6・第21条の7）
第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等（第21条の8～第21条の15）	第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等（第21条の8～第21条の15）
第4章 清潔の保持（第22条・第23条）	第4章 清潔の保持（第22条・第23条）
第5章 審議会（第24条～第29条）	第5章 審議会（第24条～第29条）
第5章の2 再生利用廃棄物処理業（第29条の2～第29条の5）	第5章の2 再生利用廃棄物処理業（第29条の2～第29条の5）
第5章の3 許可の取消し等の基準（第29条の6）	第5章の3 許可の取消し等の基準（第29条の6）
第6章 雑則（第30条～第33条）	第6章 雑則（第30条～第33条）
第7章 罰則（第33条の2～第35条）	第7章 罰則（第33条の2～第35条）
附則	附則
第1条から第6条の2まで 略 （市が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等）	第1条から第6条の2まで 略 （生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象施設）
第6条の3 法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3第1項に規定する調査（次条から第6条の7までにおいて「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公表への縦覧（次条から第6条の7までにおいて「縦覧」という。）及び生活環境の保全上の見地	第6条の3 法第9条の3第2項（同条第9項 _____ において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項 _____ に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査報告書」という。）の公表への縦覧（以下「縦覧」という。）及び生活環境の保全上の見地

改正後	改正前
からの意見書（次条から第6条の7までにおいて「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる施設は、法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出に係る法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設（次条から第6条の6までにおいて _____ 「対象施設」という。）とする。	からの意見書（以下 _____ 「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる施設は、市が設置しようとする _____ 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設（法第9条の3第8項の変更をしようとする法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設を含む。以下「対象施設」という。）とする。 （縦覧の告示）
第6条の4 市長は、縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。 （1）縦覧の期間及び場所 （2）対象施設の名称 （3）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （4）実施した生活環境影響調査の項目 （5）法第9条の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者 _____ は意見書を提出することができる旨 （6）意見書の提出期限及び提出先	第6条の4 市長は、縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。 （1）縦覧の期間及び場所 （2）対象施設の名称 （3）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （4）実施した生活環境影響調査の項目 （5）対象施設の設置（法第9条の3第8項の変更を含む。） _____ に関し利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）は、意見書を提出することができる旨 （6）意見書の提出期限及び提出先 （縦覧）
第6条の5 市長は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公表の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする _____。ただし、当該縦覧に係る対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設（以下「同意施設」という。）である場合であって、非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。 3 縦覧の場所は、市長が定める。	第6条の5 市長は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査報告書 _____ のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公表の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とし、縦覧の場所は、市長が定める。  （意見書の提出）

改正後	改正前
<p>第6条の6 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、当該意見書に係る対象施設が同意施設である場合であって、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。</p> <p>2 意見書の提出先は、市長が定める。</p>	<p>第6条の6 第6条の4の規定による告示があったときは、利害関係人は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。</p> <p>2 前項の意見書の提出先は、市長が定める。 (他の市町村との協議)</p>
<p>第6条の7 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手続について、当該他の市町村の長に協議するものとする。 (非常災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等)</p>	<p>第6条の7 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手続について、当該他の市町村の長に協議するものとする。</p>
<p>第6条の8 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（次条から第6条の13までにおいて「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公表への縦覧（次条から第6条の13までにおいて「縦覧」という。）の対象となる施設は、同項又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設をいう。次条から第6条の11までにおいて「対象施設」という。）とする。</p>	
<p>第6条の9 市から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処分受託者」という。）が縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 対象施設の名称 (2) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 実施した生活環境影響調査の項目 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>第6条の10 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1) 非常災害廃棄物処分受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 縦覧の期間及び場所 (3) 対象施設の名称 (4) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 (5) 実施した生活環境影響調査の項目 (6) 法第9条の3の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書（法第9条の3の3第2項の意見書をいう。以下この条から第6条の13までにおいて同じ。）を提出することができる旨 (7) 意見書の提出期限及び提出先</p> <p>第6条の11 非常災害廃棄物処分受託者は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公表の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要であると認めるときは、当該期間を短縮することができる。</p> <p>3 縦覧の場所は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。</p> <p>第6条の12 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認め</p>	

改正後	改正前
<p>ときは、当該提出期限を繰り上げることができる。</p> <p>2 意見書の提出先は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。</p> <p>第6条の13 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る経覧及び意見書の提出の手続について、当該他の市町村の長に協議するものとする。</p> <p>第7条から第21条の7まで 略 (廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第21条の8 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、法第8条第1項、第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは法第15条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。</p> <p>2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更（以下「廃棄物処理施設等の変更」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める事項について、説明会の開催その他規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第21条の9から第29条の5まで 略 (許可の取消し等の基準)</p> <p>第29条の6 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2</p>	<p>第7条から第21条の7まで 略 (廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第21条の8 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、法第8条第1項、第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは法第15条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。</p> <p>2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更（以下「廃棄物処理施設等の変更」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める事項について、説明会の開催その他規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第21条の9から第29条の5まで 略 (許可の取消し等の基準)</p> <p>第29条の6 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2</p>

改正後	改正前
<p>第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が法、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号。以下「循環条例」という。）、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。以下「県外搬入事前協議条例」という。）又はこの条例に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の7の規定に基づき期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の7の規定に基づく事業の全部若しくは一部の停止若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、市長が法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、法第7条第5項第4号トに該当する者とする。 (1) 過去において繰返し法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄</p>	<p>第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が法、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号。以下「循環条例」という。）、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。以下「県外搬入事前協議条例」という。）又はこの条例に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の7の規定に基づき期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の7の規定に基づく事業の全部若しくは一部の停止若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、市長が法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、法第7条第5項第4号トに該当する者とする。 (1) 過去において繰返し法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄</p>

改正後	改正前
<p>化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可を取り消された者</p> <p>(2) 循環条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「法等」と総称する。）の規定、法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項を除く。）の規定の違反又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪につき、公訴を提起され、又は逮捕若しくは拘留されている者</p> <p>(4) 法等、循環条例、県外搬入事前協議条例若しくはこの条例の規定又は法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号に該当する者を除く。）</p> <p>(5) 廃棄物の処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号又は前号に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依</p>	<p>化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可を取り消された者</p> <p>(2) 循環条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3) 法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「法等」と総称する。）の規定、法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項を除く。）の規定の違反又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪につき、公訴を提起され、又は逮捕若しくは拘留されている者</p> <p>(4) 法等、循環条例、県外搬入事前協議条例若しくはこの条例の規定又は法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号に該当する者を除く。）</p> <p>(5) 廃棄物の処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号又は前号に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依</p>

改正後	改正前																		
<p>頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者</p> <p>(7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの</p> <p>第30条及び第30条の2 略 (業許可申請等の手数料)</p> <p>第30条の3 別表の左欄に掲げる事務について、同表の当該右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>第30条の4から第35条まで 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則（平成30年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中21の項を23の項とし、8の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項の次に2項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第30条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から7まで</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>8 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料</td> <td>2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査</td> <td>14万7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から7まで	略	略	8 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査	14万7,000円	<p>頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者</p> <p>(7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの</p> <p>第30条及び第30条の2 略 (業許可申請等の手数料)</p> <p>第30条の3 別表の左欄に掲げる事務について、同表の当該右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>第30条の4から第35条まで 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第30条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から7まで</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から7まで	略	略			
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から7まで	略	略																	
8 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査	14万7,000円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から7まで	略	略																	

改正後			改正前		
9	法第12条の7第2項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	13万4,000円			
10	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	8万1,000円	8	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	8万1,000円
11	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	7万3,000円	9	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	7万3,000円
12	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	10万円	10	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	10万円
13	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の更新の申請に対する審査	9万4,000円	11	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の更新の申請に対する審査	9万4,000円
14	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理業変更許可申請手数料	(1) 産業廃棄物収集運搬業に係るもの	12	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理業変更許可申請手数料	(1) 産業廃棄物収集運搬業に係るもの

改正後			改正前		
	業廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	7万1,000円 (2) 産業廃棄物処分業に係るもの 9万2,000円		業廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	7万1,000円 (2) 産業廃棄物処分業に係るもの 9万2,000円
15	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	8万1,000円	13	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	8万1,000円
16	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	7万4,000円	14	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	7万4,000円
17	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	10万円	15	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	10万円
18	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	9万5,000円	16	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	9万5,000円
19	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るもの 7万2,000円	17	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るもの 7万2,000円

改正後			改正前		
理業の変更許可の申請に対する審査		円 (2) 特別管理産業廃棄物処分業に係るもの 9万5,000円	理業の変更許可の申請に対する審査		円 (2) 特別管理産業廃棄物処分業に係るもの 9万5,000円
20 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 14万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 12万円	18 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 14万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 12万円
21 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 13万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 11万円	19 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 13万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 11万円
22 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料	6万8,000円	20 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料	6万8,000円
23 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定	産業廃棄物処理施設譲渡者である法人の合併又は分割認可申請手数料	6万8,000円	21 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定	産業廃棄物処理施設譲渡者である法人の合併又は分割認可申請手数料	6万8,000円

改正後			改正前		
に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査			に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査		

議案第 34 号

盛岡市芸術文化推進審議会条例について

1 制定の趣旨

文化芸術基本法（平成13年法律第 148号）第37条の規定に基づき、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、盛岡市芸術文化推進審議会を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 組織

委員16人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 知識経験を有する者

イ 文化芸術基本法第2条第8項に規定する文化芸術団体の代表者

ウ 関係行政機関の職員

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。

(3) 招集

盛岡市芸術文化推進審議会は、市長が招集する。

(4) 庶務

盛岡市芸術文化推進審議会の庶務は、市民部において処理する。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 35 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

大平地区土地区画整理事業の廃止等に伴い、盛岡市下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量を次のとおり改める。

	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量
改正前	6,336ヘクタール	25万 9,000人	11万 9,395立方メートル
改正後	6,278ヘクタール	26万 1,700人	12万 501立方メートル

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 平成30年3月 日条例第 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール</td> <td>26万1,700人</td> <td>12万501立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略</p> <p>盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール</td> <td>25万9,000人</td> <td>11万9,395立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル																														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル																														

議案第 36 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

医師の確保により、脳神経外科の診療を行うことができることとなったことから、市立病院の診療科目に脳神経外科を加えようとするものである。

2 改正の内容

市立病院が標榜する診療科目として新たに脳神経外科を加える。

3 施行期日

平成30年4月1日

